

# 吉賀町成年後見制度利用促進基本計画

水とすむまち

吉賀町



令和5年2月20日

吉賀町

# 目 次

- 1. 吉賀町成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ・・・P1
  - (1) 計画策定の趣旨
  - (2) 吉賀町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ
  - (3) 基本計画の対象期間
  - (4) 計画策定体制
  
- 2. 成年後見制度を取り巻く現状・・・P1
  
- 3. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本方針・・・P2
  - (1) 目標
  - (2) 基本方針
  
- 4. 成年後見制度を促進するための事業・・・P2
  - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - (2) 成年後見制度町長申立と吉賀町成年後見制度利用支援事業の実施・

## 1. 吉賀町成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

### (1) 計画策定の趣旨

吉賀町は、高齢化率が45%（令和4年10月31日現在）となっており、すでに「認知症高齢者の増加」や知的、精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となっています。

そのため権利擁護支援を必要とする人を含めた地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域で生活していけるよう、成年後見制度に対する取り組みを継続的・体系的に実施していくための計画を策定します。

### (2) 吉賀町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

「吉賀町成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第14条第1項に基づき策定されるものです。

### (3) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は令和4年度から令和5年度までの2年間を定めるものとします。

### (4) 計画策定体制

吉賀町成年後見センター運営協議会において国の基本方針に基づき、委員の意見を反映させ、計画内容の検討を実施します。

## 2. 成年後見制度を取り巻く現状

国の資料によると、全国的に成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にあり、令和3年12月末の利用者数は約24万人で、成年後見の割合が73.9%、保佐の割合が19.3%、補助の割合が5.8%、任意後見の割合が1.0%となっています。

また令和7年の認知症の有病者（各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計）は約700万人と推計されており、知的障がい児・者（在宅）数も平成23年から平成28年までの5年間で約34万人増加しています。平成29年の精神障がい者（外来）数は389.1万人となっており、その年齢階層別の内訳をみると、65歳以上が144.7万人と全体の37.2%となっており、65歳以上の割合の推移を見ると平成20年から平成29年までの9年間で31.5%から37.2%へ上昇しています。

吉賀町については全人口5,841人に対し65歳以上の高齢者の人口2,629人、高齢化率45%（令和4年10月31日現在）となっており、知的障がいの

状況としては療育手帳の交付者数が令和3年度末で98人、（内療育手帳A（重度）が35人）、精神障がい者の状況として精神障害者福祉手帳の交付者が令和3年度末で75人となっており、自立支援医療（精神通院）受給者が令和3年度末で169人となっています。

このような吉賀町の潜在的後見ニーズに対し、（表1）となっています。

（表1） ※令和4年10月1日付

| 法定後見   |        |      |      | 任意後見 |
|--------|--------|------|------|------|
| 法定後見合計 | うち成年後見 | うち保佐 | うち補助 |      |
| 18人    | 16人    | 2人   | 0人   | 0人   |

### 3. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本方針

#### （1）目標

成年後見制度を必要な方が利用できるよう、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行い、吉賀町での権利養護支援の取り組みを推進します。

#### （2）基本方針

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みを進めます。

### 4. 成年後見制度を促進するための事業

#### （1）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を地域連携して実施できる体制を整備するため令和4年4月に設立した吉賀町成年後見センター運営協議会で、成年後見制度の利用促進に関することや、吉賀町成年後見制度利用促進基本計画の策定及び運営評価についての意見交換・協議を行います。

また地域連携ネットワークの中核を担う機関として令和4年4月に設置した吉賀町成年後見センターについて、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能と不正防止効果の役割を担っていきます。

#### （2）成年後見制度町長申立と吉賀町成年後見制度利用支援事業の実施

- ①成年後見制度町長申立により自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり等の理由により制度の利用をできない方に対し、申立ての支援を行います。
- ②吉賀町成年後見制度利用支援事業により、成年後見人等の報酬を負担できない方の後見人等に報酬助成を行います。
- ③成年後見制度町長申立と吉賀町成年後見制度利用支援事業が必要な方に適切に利用される仕組みづくりを行います。

## ○成年後見制度利用の促進のための地域連携ネットワーク及び地域連携ネットワークの中核となる機関の設置について

### 1. 事業概要

成年後見制度利用促進のため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、①地域連携ネットワークの整備、②地域連携ネットワーク運営の中核機関の設置、③地域連携ネットワーク及び、中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向けた市町村計画の策定を行います

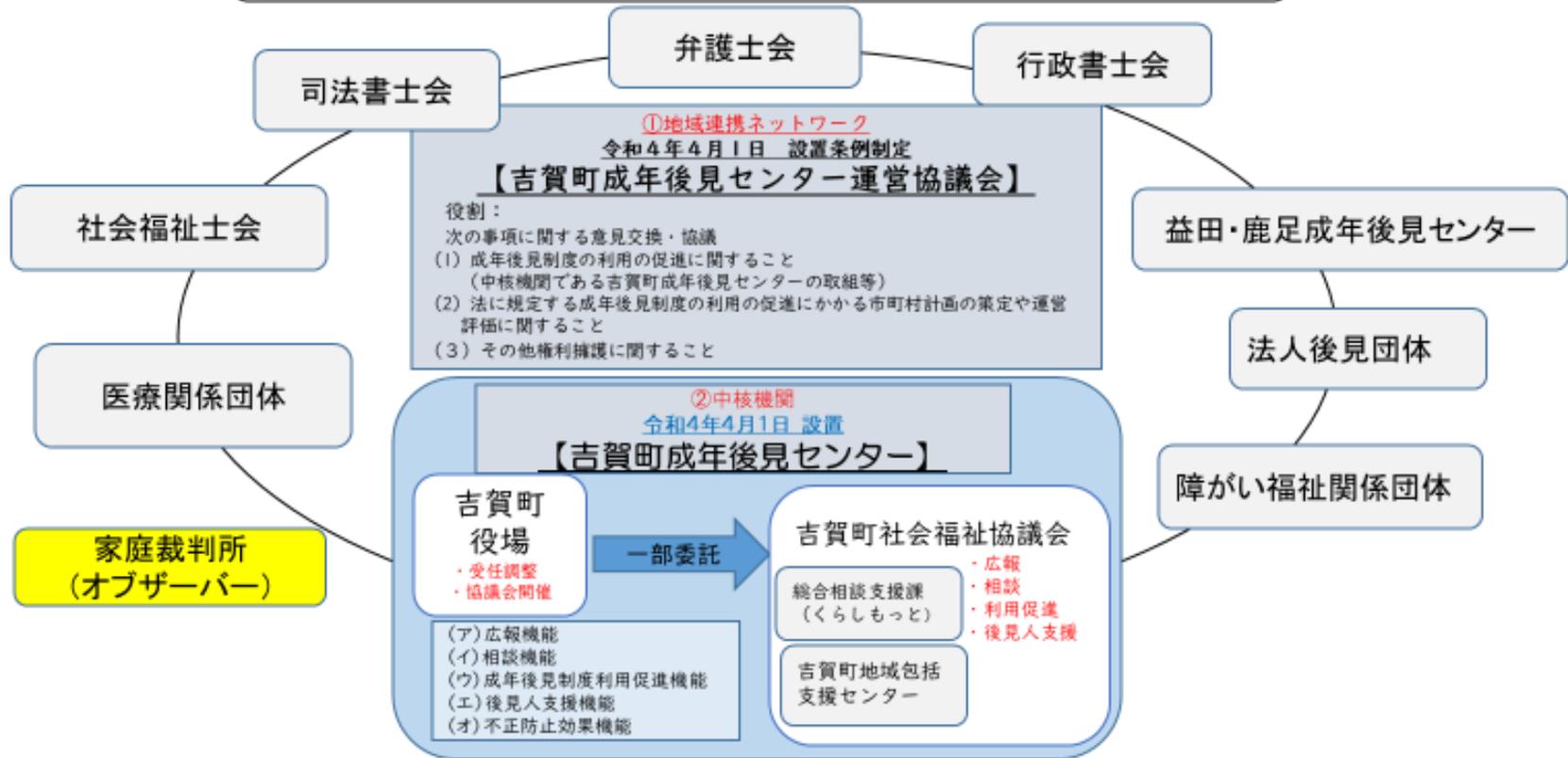
#### 国基本計画における市町村の役割

|                |  |
|----------------|--|
| ①地域連携ネットワークの整備 | 専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立   |
| ②中核機関の設置       | ①の中核を担う次の機能を持つ機関の設置<br>ア：広報機能、イ：相談機能、ウ：成年後見制度利用促進機能、エ：後見人支援機能、オ：不正防止効果 |
| ③市町村計画の策定      | 地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向けた市町村計画                             |

## 吉賀町の成年後見制度利用促進を図るための施策

|                |   |
|----------------|---|
| ①地域連携ネットワークの整備 | <p><b>【地域連携ネットワーク】の設立</b></p> <p>吉賀町、吉賀町社会福祉協議会、家庭裁判所、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会、成年後見センター、医療機関、障がい福祉事業所のメンバーで構成された協議会を設立し、(1) チーム(特に親族後見人)への適切なバックアップ体制の整備、(2) 困難事例等対応調整する体制整備、(3) 多職種間での連携強化の取組、(4) 権利擁護事業の運営評価、(5) 権利擁護に関する家庭裁判所との連絡調整等を実施する</p> |
| ②中核機関の設置       | <p><b>①の中核を担う【中核機関】の設置</b></p> <p>(ア) 広報機能、(イ) 相談機能、(ウ) 成年後見制度利用促進機能、(エ) 後見人支援機能、(オ) 不正防止効果の機能を果たす中核機関を設置する</p> <p>設置について高齢者の権利擁護事業を実施している吉賀町社会福祉協議会に一部委託し、吉賀町と吉賀町社会福祉協議会で中核機関を設立。</p>  |
| ③市町村計画の策定      | <p><b>①、②の期待される機能を段階的・計画的に整備する</b></p> <p><b>【市町村計画】の策定</b></p> <p>市町村計画は、吉賀町成年後見センター運営協議会で協議し策定する。</p> <p>策定後の計画の進捗管理や事業評価に吉賀町成年後見センター運営協議会において協議・検討を行う。</p>   |

# ①地域連携ネットワーク イメージ図



# 体制整備スケジュール(R 4年度)

| R4年のスケジュール                            | 2月 | 3月   | 4月      | 5月                          | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月      | 12月       | 1月 | 2月   | 3月               |             |              |
|---------------------------------------|----|------|---------|-----------------------------|----|----|----|----|-----|----------|-----------|----|------|------------------|-------------|--------------|
| ①吉賀町成年後見センター運営協議会整備<br>(地域連携ネットワーク整備) |    |      | 設置準備    |                             |    |    |    |    |     |          | ・第1回協議会開催 |    |      |                  |             |              |
| ②吉賀町成年後見センター設置(中核機関の設置)               |    | 設置準備 | ・中核機関設置 | (ア) 広報機能、(イ) 相談機能 についての取組実施 |    |    |    |    |     |          |           |    |      | (ウ) 成年後見制度利用促進機能 | (エ) 後見人支援機能 | (オ) 不正防止効果機能 |
| ③吉賀町成年後見制度利用促進基本計画の策定(市町村計画策定)        |    |      |         |                             |    |    |    |    |     | 計画・検討・準備 |           |    | 計画策定 |                  |             |              |

## 成年後見制度利用促進の取組スケジュール(R 5年度)

| R5年のスケジュール                            | 4月                          | 5月 | 6月     | 7月        | 8月 | 9月                    | 10月         | 11月    | 12月 | 1月        | 2月                               | 3月     | 4月      |  |
|---------------------------------------|-----------------------------|----|--------|-----------|----|-----------------------|-------------|--------|-----|-----------|----------------------------------|--------|---------|--|
| ①吉賀町成年後見センター運営協議会運営<br>(地域連携ネットワーク運営) |                             |    |        |           |    | ・協議会開催<br>(市町村計画中間評価) |             |        |     |           | ・協議会開催<br>(市町村計画評価)<br>(第2期計画協議) |        |         |  |
| ②吉賀町成年後見センター運営(中核機関の運営)               | (ア) 広報機能、(イ) 相談機能 についての取組実施 |    |        |           |    |                       |             |        |     |           |                                  |        |         |  |
|                                       | (ウ) 成年後見制度利用促進機能            |    |        |           |    |                       |             |        |     |           |                                  |        |         |  |
|                                       |                             |    | 受任調整会議 |           |    |                       |             | 受任調整会議 |     |           |                                  | 受任調整会議 |         |  |
|                                       | (エ) 後見人支援機能                 |    |        |           |    |                       |             |        |     |           |                                  |        |         |  |
|                                       | (オ) 不正防止効果機能                |    |        |           |    |                       |             |        |     |           |                                  |        |         |  |
| ③吉賀町成年後見制度利用促進基本計画の策定(市町村計画策定)        |                             |    |        | 計画の進捗状況確認 |    |                       |             |        |     | 計画の進捗状況確認 |                                  |        | 第2期計画策定 |  |
|                                       |                             |    |        |           |    |                       | 第2期計画・検討・準備 |        |     |           |                                  |        |         |  |